## 佐賀県告示第 196 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 27 年 3 月 31 日

佐賀県知事	山	祥	義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現 自然現象 の種類	土砂災害警戒区域 の区域
唐津市	市場川(384 -001)	土石流	次の図のとおり
相知町	松林川(384 -002)		
大野	丸熊川 3 - 1 (384 -005_1)		
	丸熊川 3 - 2 (384 -005_2)		
	丸熊川4 (384 -006)		
	丸熊川 5 - 1 (384 -007_1)		
	上影ノ木川 2 - 2 (384 -011_2)		
	上影ノ木川 2 - 3 (384 -011_3)		
	八反ヶ倉川2 (384 -004)		
唐津市	小屋の前1(384 -123)	急傾斜地	
相知町		の崩壊	
佐里			
唐津市	エナギ川1 (383 -063)	土石流	
厳木町	白山川 (383 -065)		
岩屋	新屋敷川 2 (383 -049)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)